

令和7年2月3日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 11 号の審査】	
橋本委員	<p>沖縄防衛局からは遺骨の混ざった土砂は使用しないと聞いたが、その点について採掘業者は保証できないと言っている。請願者は土砂採取事業に懸念を持っており、願意妥当で採択すべきである。</p>
石塚委員	<p>沖縄の振興には土砂が必要であり、国が検討する岩盤部分から採掘した土砂には遺骨が混ざる可能性はないとの報道もある。また、国は新たな採掘場所を検討している現状にあり、本請願を採択する必要はないのではないかと。</p>
石川（渉）委員	<p>物理的に遺骨が入るか入らないかの問題だけではない。沖縄の南部地域は戦争で地上戦が行われた特別な地域であり、現地の方々から土砂の採掘を止めてほしいとの声を直接聞いている。願意妥当で採択すべきである。</p>
伊藤（重）委員	<p>国は遺骨が混ざらないように事業を進めていくと言っている中、土砂の採掘が良いか悪いかとの判断よりも、事業が適切に進められていくかどうかを継続してチェックしていくことが重要である。議会の役割としてチェック機能を働かせていけば良い。結論を出すとするれば、不採択とせざるを得ない。</p>
佐藤（寿）委員	<p>沖縄は激しい地上戦が繰り広げられた地域であり、全ての遺骨を収集することは困難と考える。全ての遺骨を収集できない中では、現在の状態を維持すべきであり、建設事業のために土砂を採掘するべきではない。採択すべきである。</p>
相田（日）副委員長	<p>状況に大きな変化はなく、国がしっかりと対応すると言っていることを踏まえ、不採択が妥当である。 ⇒採択すべきとする意見と不採択すべきとする意見が出され、挙手採決の結果、可否同数であったため、委員会条例第 13 条の規定により委員長裁決の結果、不採択に決定</p>
【請願 16 号の審査】	
相田（日）副委員長	<p>本請願の趣旨について、全てではないが賛成できる部分がある。内容を精査した上で、請願由来ではなく、本委員会発議として、看護・介護等従事者のさらなる処遇向上を求める意見書を提出することが妥当ではないかと。</p>
橋本委員	<p>今後も継続審査の状況が続くのは請願者も望まないため、本委員会発議の意見書を提出することに賛成である。 ⇒簡易採決の結果、本委員会発議として、看護・介護等従事者のさらなる処遇向上を求める意見書を次の定例会に提出することを決定</p>
石塚委員	<p>ただいま委員会発議の意見書提出を決定したため、今回は本請願を継続審査とし、今後、請願者に取り下げてもらうことが妥当ではないかと。 ⇒簡易採決の結果、継続審査に付すことを決定</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>【請願 22 号の審査】</p>	
石塚委員	<p>前回の委員会審査では、請願者が要望している新病院の運営形態の在り方について、その議論は県と寒河江市による協議会に任せるべきではないかとの意見があり、継続審査に付した経過がある。今回、当局から示された基本構想案において、運営形態については、請願者の願意に沿う形で一部事務組合の方向性が示された。以上から、基本構想案が示された後も、運営形態の在り方に関する要望内容を含めたまま、本請願の審査を継続することは適当なのか疑問がある。</p>
橋本委員	<p>本請願の願意は、運営形態の在り方だけではない。</p>
石塚委員	<p>運営形態に係る要望の部分を削除し、その他の要望に限定して請願を再提出してもらうことも考えられるのではないかと。</p>
相田(日)副委員長	<p>当局では運営形態について請願者と意見交換をしたことはあるのか。</p>
西村山医療体制企画主幹	<p>請願者の団体は 12 月にシンポジウムを開催しており、県と寒河江市による協議会の事務局次長がパネリストとして参加した実績はあるが、請願の内容について意見交換はしていない。</p>
相田(日)副委員長	<p>本請願に係る請願者の現在の考えを紹介議員の橋本委員は把握しているか。</p>
橋本委員	<p>請願者からは、議会からの力強い後押しを受けたいと聞いている。</p>
佐藤(寿)委員	<p>運営形態について方向性は示されたが、地域の要望であり、含めたまま審査しても良いのではないかと。</p>
石川(涉)委員	<p>運営形態も含めて地域の要望であり、そのまま採択すべきである。</p>
石塚委員	<p>運営形態に関する要望の扱いについては請願者と調整してほしい。継続審査が妥当と考える。 ⇒簡易採決の結果、継続審査に付すことを決定</p>
<p>【所管事項に関する質問】</p>	
石塚委員	<p>環境省の脱炭素先行地域の第 6 回目の公募が始まったと聞いている。これまで本県で採択された地域はないが、今回の公募における市町村の取組状況と県の支援状況はどうか。</p>
環境企画課長	<p>脱炭素先行地域は、市町村の一定の地域において地域特性を生かした先進的な取組を展開することで、2030 年までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロの達成を図るモデル地域であり、第 6 回目の公募が本日から開始された。現在は募集中であることから具体的な話は控えるが、先般の報道のとおり、米沢市と飯豊町が連携して共同で再応募する予定であるほか、来年度中に実施予定の第 7 回目の公募に向けて複数の地域が検討を進めている。 これまで県では、市町村の地方公共団体実行計画の策定に向けた研修会の開催等の実務支援を行うとともに、再応募する米沢市と飯豊町とは、企画構想段階か</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	ら緊密に打合せを行い、採択に向けた伴走支援に努めている。今後も、第7回目の公募に向けて検討を進めている意欲的な市町村とも緊密に意見交換等を行いながらしっかりと支援していきたい。
石塚委員	ヒートショック対策には、断熱化等によるハード面の整備と県民への啓発によるソフト面での取組が考えられるが、現在の取組状況はどうか。
がん対策・健康長 寿日本一推進課長	県消防救急課によれば、住宅の浴室から搬送された人数は、令和4年は607人、5年は635人である。その全てがヒートショックによるものではないが、寒さの増す10～翌3月に増える傾向がある。県民への普及啓発活動としては、県のホームページ等の様々な媒体を活用し、安全に入浴するための8つのポイントを紹介している。また、ハード面での支援は県土整備部の所管になるが、12月末現在で2,903件のリフォーム補助を実施しており、そのうち、断熱性能の向上のためのリフォームとして1,299件を実施していると聞いている。
石川（渉）委員	生活保護制度は健康で文化的な生活を保障する最後のセーフティネットであるが、不正受給等によるイメージの悪化により、利用しづらい状況が生じている。令和6年9月現在の本県の受給率は0.74%で東北では最下位である。生活保護を必要とする方への情報提供、また、生活保護は国民の権利であることを啓発することで、同制度を利用しやすいものにする必要があると考えるがどうか。
地域福祉推進課長	生活保護制度の周知は、県及び各市町村のホームページにおいて、国民の権利であることや誰もが利用する可能性があるという観点から行っている。効果的な周知展開について、他県の事例を参考に、関係機関とともに研究を進めたい。
石川（渉）委員	地方で生活保護の申請が少ない理由の一つとして、受給者は自動車を保有できない点が考えられる。保有できる場合の条件及び本県の保有状況はどうか。
地域福祉推進課長	厚生労働省が示す要件として、居住地や勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある場合、深夜勤務に従事しているなどの理由により、通勤用に自動車が必要となる場合に保有が認められるとされている。また、障がいがあり、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している方が、通院・通所及び通学用に自動車が必要なことが真にやむを得ない状況にある場合にも認められる。ただし、条件として、保有する自動車の排気量が概ね2000cc以下であること、車検や任意保険等の維持費用について、就労収入や他からの援助等によって賄われる見通しがある場合に限定される。 本県の保有率は、令和4年度が1.8%、5年度が2%、6年度が12月時点で1.9%と2%程度で推移している。
石川（渉）委員	大阪府堺市で過去17年間にわたり家族介護料加算をしていなかったとの報道があった。家族介護料は、日常生活の全てについて介護を必要とする場合に受給できる比較的金額の大きい加算である。本県における加算認定状況はどうか。
地域福祉推進課長	本県における家族介護料の加算認定件数は3件である。大阪府堺市の事例は報道を通じて承知しており、厚生労働省に対して認定基準の解釈を早急に示すよう

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（寿）委員	<p>求めていきたい。</p> <p>日本海総合病院における医療 MaaS について、利便性のさらなる向上を検討していると聞いているが、課題及び取組状況はどうか。</p>
医療政策課長	<p>日本海総合病院における医療 MaaS は、看護師が医療機器を搭載した専用車両で患者宅を訪問し、日本海八幡クリニックの医師とオンライン診療を行うもので、昨年5月に運用が開始されたと承知している。現在の医療関係法令では、医療サービスは病院や診療所、または医療を受ける者の居宅等で提供されるものとされており、医療 MaaS の専用車両の中で行う診療行為は、医療を受ける者の居宅等で提供される診療行為と認めない旨を厚生労働省から確認している。</p> <p>県では、利便性向上やプライバシーの尊重等の観点から、車両で行う診療行為の必要性を厚生労働省に繰り返し説明しており、厚生労働省からは、法的に整理できるように検討していく旨の回答をもらっている。引き続き、しっかりと厚生労働省に働きかけていきたい。</p>
佐藤（寿）委員	<p>中山間地域の多い本県にとって、医療 MaaS の取組は重要である。県民の命と健康を守る取組を全県的に進めていくべきと考えるが、今後の方向性はどうか。</p>
医療政策課長	<p>本県は医師少数県であり、特に庄内地域や最上地域は医師少数区域、村山地域の中でも西村山地域や北村山地域は医師少数スポットとされている中、へき地等における医療 MaaS の取組は効果的と考えている。県民の命と健康を守る医療政策は非常に重要であり、県では、医療 MaaS に関する厚生労働省との法的な整理をはじめ、オンライン診療事業の推進、医師確保等について、関係医療機関の御意見を踏まえて推進していきたい。</p>
佐藤（寿）委員	<p>現在策定中の山形県こども計画（仮称）に産後ケアが明記されると聞いているが、計画策定後の進め方はどうか。</p>
子ども成育支援課長	<p>令和7年4月から産後ケア事業が子ども・子育て支援法に位置付けられ、国と県と市町村の役割分担が明確化されることで、これまでは国と市町村の事業負担であったところ、都道府県の事業負担も導入されることとなった。市町村や地域ごとに母子の受け皿となる医療機関や助産師の状況は異なるため、地域の課題の整理や県に求める支援内容を把握した上で、今後の支援を検討していきたい。</p>
橋本委員	<p>昨年8月に山形県難病等団体連絡協議会から知事に要望書が提出されたが、直近の調査における本県の難病患者数はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>指定難病の受給者証を交付している難病患者数は年々増加しており、平成31年3月31日現在の6,989人から、直近の令和6年3月31日現在では8,221人であり、5年間で17.6%増えている。増加の要因としては、高齢化とともに難病の症状が出てきたり、厚生労働省が指定する受給者証の指定難病数が、平成30年度の331疾病から令和6年度は341疾病に増えていることが挙げられる。</p>
橋本委員	<p>要望書では、市町村が実施する日常生活給付事業の対象品目に、停電時等にお</p>

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>いても人工呼吸器等を稼働できるように発電機やバッテリーを追加してほしいとあり、県からは、引き続き市町村に働きかけていくとの回答があった。現在の市町村の取組状況はどうか。</p> <p>同事業は市町村が補助対象の品目を決定できるが、現在、3市で発電機やバッテリーを補助対象としている。同事業によらない単独での補助を実施している市町村もあると聞いているが、補助を実施している市町村はまだ少ないと認識している。県では、市町村に対し、補助対象品目として発電機やバッテリー等の追加の検討を依頼する通知を発出した。検討を進めていく市町村も出てきていると聞いており、今後も機会を捉えて働きかけていきたい。</p>
橋本委員	<p>健康長寿日本一の実現に向けた減塩・ベジアッププロジェクトの今年度の取組状況はどうか。</p>
がん対策・健康長寿日本一推進課長	<p>県では、生涯にわたり健やかに過ごせる社会の実現を目指し、健康長寿日本一に向けた健康づくりに取り組んでおり、主な取組の一つとして、食生活の改善を図る減塩・ベジアッププロジェクトを展開している。具体的には、米沢栄養大学ややまがた健康づくり応援企業との連携による減塩や野菜の摂取を呼びかけるキャンペーンの展開、減塩リーフレットを活用した学校給食における減塩教育の推進など、効果的に食生活の改善が進む環境づくりに取り組んでいる。</p>
伊藤（重）委員	<p>昨日、新庄市でクマが捕獲されたとの報道があった。現在、県内における麻醉銃の所持者数はどうか。また、麻醉銃の所持に係る県の支援状況はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>公安委員会の所管であるが、県内における麻醉銃の所持者は4人である。県では昨年度から、麻醉銃の所持に当たって補助率2分の1、上限40万円の助成をしており、今年度まで2件の実績がある。来年度において、現場経験を積むための実地訓練や業務知識研修の実施を検討している。</p>
伊藤（重）委員	<p>高齢化により廃業を検討する医師が増えている。医業における事業承継の取組状況はどうか。</p>
医療政策課長	<p>本県では開業医の高齢化が進行しており、令和4年の診療所数は平成24年と比較して30施設減少している。このような状況を受けて、県では、在宅医療等の重要な担い手である診療所の医師を確保するため、承継を希望する県内外の医師と後継者不足の開業医のマッチング支援を県医師会と連携して取り組んでいる。1月下旬に承継を希望する医師が登録を行うホームページを開設し、既に1件の登録があったほか、県医師会にも登録に関する相談が寄せられていると聞いている。そのほか、県医師会では医業承継に関するセミナーを昨年12月に開催しており、2回目の開催について検討を進めていると聞いている。今後も県医師会との協力のもと医業承継に関する取組を進めていきたい。</p>
伊藤（重）委員	<p>コロナ禍を経て柔道整復師等の廃業が増えていると聞くが、現状はどうか。</p>
医療政策課長	<p>令和4年末時点での本県の資格所有者数は、柔道整復師が435人、あん摩マッ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤（重）委員	<p>サージ指圧師が558人、はり師が471人、きゅう師が458人、施術所数は合計約800か所で、コロナ禍前の平成30年と比較するといずれも減少している。これまで県では、物価高騰対策支援として、各施術所に対して、令和5年12月補正で3万円、6年9月補正で2万円を支援している。</p> <p>あん摩マッサージ等については広告に制限がある一方で、整体やカイロプラクティックでは広告看板を掲げられる。広告に対する県の指導状況はどうか。</p>
医療政策課長	<p>あん摩マッサージ、鍼、灸、柔道整復の場合、医療関係法令において広告可能事項に制限があり、県では、各保健所が施術所に対して広告に関する指導を行っている。一方で、カイロプラクティック等に係る広告については、関係法令上の規制はなく、無資格者による施術行為が問題にもなっている。そのため県では、有資格者に対して施術所開設届出済証明書を交付するほか、県のホームページ等を活用した県民への周知、施術者の有資格を確認するように旅館温泉組合への指導を行っている。今後、厚生労働省では広告の適切な在り方を検討していくと聞いており、国の動きも注視していきたい。</p>
相田（日）副委員長	<p>第2期山形県ギャンブル等依存症対策推進計画（案）の概要が示されたが、今後、学校や職場における予防教育、普及啓発の取組の方向性はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>現在、第2期山形県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定中であるが、本計画は国のギャンブル等依存症対策基本法に基づいた計画となる。策定に向けた会議の中で、学校や職場等における普及啓発が非常に重要であるとの意見が多く、スマートフォンやインターネットを介して誰もが簡単にギャンブルができてしまう現在の社会状況を踏まえ、普及啓発もインターネット中心に行いたいと考えている。教育局や消費生活担当等とも連携して普及啓発を進めていきたい。</p>
相田（日）副委員長	<p>本県におけるギャンブル依存症の診察実績はどうか。また、ギャンブル依存症と借金等との関連性をどのように把握しているか。</p>
障がい福祉課長	<p>令和3年度以降、診察実績は増加傾向にある。また、ギャンブル依存が原因となって多重債務を抱えてしまう方もいるため、二次被害防止に向けて適切に対応していきたい。</p>
相田（日）副委員長	<p>相談窓口の充実が重要と考えるが、今後の方針はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>相談窓口の充実防止に向けた入口として重要であると認識している。相談窓口である県精神保健福祉センターからは、インターネットを通じて同センターを知る方が多いと聞いている。多くの方が相談窓口の存在を知ることが出来るよう、インターネットを中心とした普及啓発を検討していきたい。</p>